

# 香川高等専門学校事務連絡会規則

平成 21 年 10 月 1 日制定

(設置)

**第 1 条** 香川高等専門学校に事務の効率的な運営を図ることを目的として香川高等専門学校事務連絡会（以下「事務連絡会」という。）を置く。

(任務)

**第 2 条** 事務連絡会は、事務部の各課間の連絡を密にし、事務処理上の重要事項について協議する。

(組織)

**第 3 条** 事務連絡会は、事務部の次に掲げる者をもつて組織する。

- 一 事務部長
- 二 課長
- 三 課長補佐，専門職員及び係長

(運営)

**第 4 条** 事務連絡会は、事務部長が招集し、その議長となる。

(会議)

**第 5 条** 事務連絡会は、毎月 1 回定例会議を開催する。

2 事務部長は、必要があると認めるときは、臨時に会議を開催することができる。

(事務)

**第 6 条** 事務連絡会の事務は総務課において処理する。

## 附 則

この規則は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。